


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市難病患者福祉手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>所得税法の改正により、東大和市難病患者福祉手当条例を改正したことに伴い、規則で定める支給要件に影響が生じないよう所要の規定整備を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の3（所得制限の判定に係る規定）中、「控除対象配偶者及び」を「同一生計配偶者及び」に改め、同条の表1人以上の項中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）」に改める。</li> <li>・文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日 公布の日 ※改正後の第2条の3の規定は、平成31年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 影響及び効果 手当を適切に支給できる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。